

平成30年度第1回国立市福祉有償運送運営協議会

平成30年10月26日午前10時開催

国立市役所東側臨時事務室

【後藤会長】 本日は、皆様お忙しい中、お集まりくださいましたことに感謝いたします。平成30年度第1回国立市福祉有償運送運営協議会を行います。実質的には、昨年度を合わせると、本日は第3回目になります。今日は最初に、委員が代わったたりもしていますので、出席状況等について、事務局のほうからお願いいたします。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 事務局の長谷川です。まず、事務局より、会議の成立についてご報告させていただきます。設置要綱第6条第2項の規定によりまして、運営協議会は委員の過半数の出席が会議を開く要件となっております。本日、委員10名中、代理の方2名も含めまして、10名ご出席いただいておりますので、この会議は成立しておりますことを報告させていただきます。また、前回に代わりまして委員の変更がございます。市職員の大川委員に人事異動がございました関係で、後任として馬場委員に出席いただいております。馬場委員、一言いただければと思います。

【馬場委員】 前任の大川が異動となりまして、私は高齢者支援課長を拝命しております馬場と申します。大川委員のところを務めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 馬場委員、ありがとうございます。ここで、前任の大川委員が副会長を務めておりました関係で、現在、副会長が空席の状況となっております。こちらは要綱第5条に、副会長は会長が指名すると定められております。後藤会長、この場で副会長のご指名をお願いできればと思います。

【後藤会長】 わかりました。前任の大川委員は、部長となって今活躍されております。ぜひ今、高齢者支援課で活躍されている馬場委員に後を引き継いでいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【後藤会長】 ありがとうございます。では、馬場委員、よろしくお願いいたします。

【馬場委員】 拝命いたします。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 それでは、馬場委員、席の移動を、副会長席のほうまでお願いいたします。

【後藤会長】 それでは、資料の確認と、会議運営上の確認事項に関して、事務局の長谷川さんのほうからお願いいたします。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 長谷川です。事務局より配付資料を説明させていただきます。既に郵送で1週間ほど前に送らせていただきましたが、本日、お忘れされていませんか。なければ、早速資料の確認を行います。まず1枚目がこちら、次第を記載したA4サイズでございます。続いて、会議資料①が、A3、1枚、A4、3枚ございます。こちらがセットでございます。福祉有償運送更新登録申請団体要件確認表というものです。続きまして、一橋大学による福祉交通需要調査（仮称）について、資料②です。こちらはホチキス留めでございます。続いて、資料③と④になりますが、③が広報用チラシ、カラー刷り両面刷りのものが1枚と、続いて資料④が、こちらはホチキス留めで、「国立市で福祉有償運送を始めようとする方へ（案）」でございます。続いて、資料⑤は、補助金要綱、両面刷りでございます。続いて、参考資料、国立市外出支援サービス（タクシー券）配布状況でございます。続いて、もう一枚、参考資料・情報提供表です。送付資料は以上でございます。過不足はございませんでしょうか。特に資料の過不足等ないようでしたら、早速、会議の進行に入らせていただきたいと思います。それでは、後藤会長、進行をお願いいたします。

【後藤会長】 わかりました。それでは、議事次第の（1）に移りたいと思います。くにたち・あゆみの更新申請について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 それでは、資料①、A3サイズをごらんいただきながら説明させていただきます。今回、国立市で登録されている団体の内の1つ、くにたち・あゆみ様が、3年に1回の更新を控えております。正確には来年の5月が更新の期限でございます。今回、議題として更新の審査を上げさせていただいたところでございます。くにたち・あゆみ様は、平成26年5月に新規登録され、最初の更新は2年ということで、平成28年5月に一度更新しております。今回は、2回目の更新になりますので、以降3年ごとの更新ということで今回議題に上っております。本年10月3日に、事務局のほうでくにたち・あゆみ様の関係書類と使用車両の確認を既に行っております。確認事項につきましては、A3サイズの確認事項で、表内の真ん中の×と○で表記したところが、変更点があった箇所となります。調査項目としましては、こちらの表には細部までは載せてお

りませんが、車両の台数、あと表示プレートの有無、登録証の車内への携行、運転者証の提示、運行記録内容の確認、車両保険の内容、運転者名簿、あとドライバーの方の免許証の確認です。あとは会員名簿と運送料金の確認もさせていただいているところがございます。一部前回の更新時から変更点はございますが、特に問題点はなかったということで、何か委員の方のほうからご意見等々があれば、一度この場で頂戴したいと思います。(詳細説明を求められ)では、変更点を申し上げさせていただこうと思います。変更の有無欄の○のところだけ説明させていただきたいと思います。まず、従たる事業所の場所が、同じ国立市谷保から谷保なのですけれども、少し変わっているところがございます。それが一つです。続いて、車両が1台のところから2台——正確には、車椅子車が2台になったということです。続きまして、ドライバーの人数が2名から4名に増員。続いて、損害賠償の保険のところ、契約会社を変更したということです。変更点は以上でございます。

【後藤会長】 ご説明、ありがとうございます。確認だけするのですが、運転者2名と書いてあるのは、これは4名だということですね。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 はい、お見込みのとおりでございます。運転者は2名から4名に増えたということです。

【後藤会長】 車も1台から2台に増えたということで、いずれも拡張傾向にあるということですね。態様の種類としては、身体障害者8名。このように登録されているということですね。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 はい、お見込みのとおりです。

【後藤会長】 了解しました。何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

【清水委員】 質問です。内容的には、問題は全くないと思いましたが、それで、今回運転者が増えたということで、車の台数は2台ですけれども、今後、対象となる方を増やしていくだけの計画をお持ちかどうかということをお伺いしたいと思います。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 こちらについても、くにたち・あゆみ様からお話しいただいてもいいところですが、一応事務局で事前にヒアリングを行っておりまして、事業については拡大していきたいという考えを頂戴しております。ただ、ドライバーの方々も他の仕事もお持ちであるということもあり、なかなか時間を割くのが難しい現状があるということも伺っております。何かこの点につきまして、くにたち・あゆみ様からも一言あれば、この場で頂戴できればと思います。

【後藤会長】 わかりました。できたら、前回何名であり、それが今回何名になるとか、

そういうことがわかると、拡大傾向であるということがよりはっきりすると思います。何か最後のほうの議題で、こういう件に関してももう一度議論する機会があると思いますので、この協議会として、この更新を承認してよろしいでしょうか。

【山田委員】 ありがとうございます。事務局が言ってくださったことで間違いないです。

【後藤会長】 どうもありがとうございます。それでは、協議会としてこの方針を承認いたします。(少しよろしいでしょうか、と声がかかる) どうぞ、お願いいたします。お名前、所属を。

【小野寺委員代理】 東京運輸支局から今日は代理で出席させていただいている小野寺と申します。要件確認表の1番、事務所のところですけども、場所が変わったということで届出不要となっていますが、一応軽微な規模の変更の届出というものが、最初の登録と変わっているということであれば、届出を提出していただきたいのですが。

【山田委員】 事務所の場所ですか。

【小野寺委員代理】 はい、事務所の場所が。

【事務局(長谷川道路交通係長)】 済みません、この件にコメントさせていただくと、これは地番が7丁目という表記上の変更がありました、場所自体は変わっておりません。

【小野寺委員代理】 表記が変わったという場合も、一応、このように変わりましたということで、こちらもそういった登録簿というものに記載をしておりますので、一応届出していただけるといいかなと思いますので、そこだけ。あともう一つなんですけれども、6番と7番と、変更の有無に○がついていて、これを見ると、どこが変わったのか確認ができなかったの、ちょっとそこだけ教えていただければ……。

【事務局(長谷川道路交通係長)】 事務局の長谷川です。ご指摘の箇所を変更有と表記しておりますのは、先ほど説明いたしました番地の表記変更があったことを理由としております。

【後藤会長】 それでは、これで承認したということにさせていただきたいと思います。近日中に協議会事務局から合意書が発行されますので、その他の必要書類を今言われた点も含めて取りまとめて、満了日の1カ月前までに運輸支局のほうにご提出ください。

それでは、(2)の議題、福祉交通需要調査(仮称)について、私のほうから説明させていただきます。なお、実は本日の議題は、むしろ議題(3)にウエイトがあると思っていますので、資料自体は長いのですが、かいつまんで、何をやろうとしているのかと

いうことを説明します。一番のこの調査の目的は、国立市に歴史的に十何年という長い歴史を持って活動を行っている福祉有償運送事業、それを市役所と、それから市民がサポートしてつないできたこの事業を、国立市の中でのさまざまな移動に関する供給者と民間のタクシーの方々あるいはケアグループの方々、そういう方々が提供する事業とどんなふうによく調整しながら、コーディネートしながら、国立市としてさらに盛り立てていくかということが、一番の調査の目的です。なぜそのようにはっきりと目的を立てることができたかという、それは前回の2回までの議事録をもう一度読み返していただくと、国立市にはまだまだ自立——インディペンデントという意味で取り残されている高齢者・障害者が少なくないということが第一点。それから、福祉有償運送事業というのは、決して物理的な移動支援に限らず、まさにこの人々の個人の自立——インディペンデント、もっと言うと、その人たちのライフ——生きる生活そのものに支援を行っているということが、私自身のヒアリングの中でわかってきたことです。まだまだ3,000人か4,000人か5,000人かわからないのですけれども、まさにそれを調査しなければならないのですが、どんな移動に関する、もっと言うと、自立に関する必要があるのか、ニーズがあるのかということを科学的にも確かな方法で調べたいというのが、この調査の目的です。科学的にも確かなというのは、実は不確かな言明で、何が変わってきたというのは、たくさん問題にする余地がある事柄なんです、少なくとも都道府県あるいは国家、国の政府のレベルで、あるいは司法、裁判のレベルで、我々がきちんと、なぜこの福祉有償運送事業に意義があり、国立市として取り組まなければならないのかということの説得する素材を見える形で出したいということです。結論としては、おそらく皆さんの中でも共有されていて、既存の民間のタクシーが頑張ってくれている。かなり移動に対する人々の需要が緊縮しかねないこういう時世において、それでも一生懸命頑張ってください。それと決して矛盾しない、むしろ、タクシーの人たちが困ってしまうようなさまざまな案件、そういうものに関して福祉有償運送がまさに市によって市民参加型でつくられてきた。このことが非常に重要です。今回の調査は、一応本年をパイロット調査としまして、大きな調査の試行的な年にしたいと思っています。パイロット調査の一番の目的は、本調査で使う質問項目を策定することにあります。そうですね。長いスパンで資料にしなくてはならない、何が問題かという、高齢者が移動するときの質。単にどれだけ外出ができたか、何回できたか、どれだけの距離を外出できたか、どれだけどういう目的に移動できたかという量だけではなく、高齢者・障害者の移動の質を捉えたいということが、この調査の目的です。

例えば4ページを見ていただくと、まだ確定ではないのですけれども、例示的に示している移動の測定方法としては、本人が移動する際に、自分自身の身体的・精神的な保全本感、安心感というものが保たれたか。あるいは、人としての尊厳を傷つけられずに移動することができたのか。あるいは、もっとくだけて、自分が優しくちゃんと扱われたか、自分がどれだけ苦勞して移動しようとしているかをねぎらってもらえたか。あるいは、もっと言うと、痛みや疲れや渴きや飢えが少なく済んだか。そしてまた、移動するためにサービスを提供してもらって受け手なのですけれども、受けるサービスを自分で要求して、自分が目的とすることを達成できたか。つまり、強い言葉で言うと、移動を自分がコントロールできたか。それは、高齢者であろうとも、障害者であろうとも、おそらくこれらのことは移動に伴う大事な質の問題であろうと思います。もうちょっとプラスすれば、ほかの人々と会話できた、社会の風に触れた。こういうこともおそらく移動にとって大事な外出の機能とすることができると思います。おそらく、幾つになっても、どんな障害を持とうとも、外出によって何らかの刺激を受け、予期せぬ出会いを持てる。それらが11番目の身体的・精神的な健康の増進にもつながるということです。最後の11番目だけは、おそらく全国的な介護保険などでも、外出機能の効果の指標として取り上げられています。ですから、私たちの調査でもこれは載せます。ただ、これは決して数値目標として最初に出されるものではなく、今言った1から10があってこそ、その結論として出てくるものであると私は考えます。ということで、まずはこういった事柄を、今現実に高齢者・障害者の外出をサポートしていらっしゃるタクシーの方々、それからより直接的にくにたち・あゆみやくにたちさくら会の方々からもっともっと経験談をお聞きしながら、この質問項目がよりご本人たちにとって答えやすい形にしていきたいというのが、まずもって今年度のパイロット調査の目的ということになります。来年度以降は、もう少し国の予算をいただいて、それで量的な調査、それは2ページ目の真ん中辺に書いてありますけれども、現行、国立市民の要介護認定者が3,300人余りであると。それから、③番の障害者が2,000人にも満たないと。これらがとりあえずは本来利用してよいであろう潜在的な需要者なんですね。だけれども、おそらくくにたち・あゆみさんとくにたちさくら会さんの利用者の数は桁が違うと思います、これに比べると。それに加えて調査は②番をしたいと思います。それは要支援でもなく要介護でもなくて、この中には、障害がどのように、手帳を持たないけれども、何らかの不便を抱えているというような人たちがどのくらい入ってくるのかというのも調査の中で調べることにはなりますが、もし外出のための機能や基本的な能力がだ

んだん年齢とともに低下していくのであれば、当然、②から①に移行するわけですが、この移行の歩みがどれぐらいにとめられるのかというのは、まさに国の介護保険事業の関心事でもあります。先ほども言いましたように、この数値を直接つかむことを決してこの調査は目的とはしませんが、結果的に②から①への移行をおくらせる、あるいは場合によっては①から②に逆移行するような現象が、私は外出機能というものには秘められていると思います。大体、外というのを一体どのように定義できるのか。自分の部屋から外、居間が外なのか、あるいは自分の家の玄関から出た公園が自分にとっては外なのか、一体どこまで行くと外なのかということ自体もとてもおもしろい問題で、でもいずれにしても外に出るということは、今まで何かクローズして密室の中でさまざまこんがらがってしまったことを一回開くことができる、そういう可能性も秘めています。だから、外出の事業、移動の事業に携わってくださっている方々のお仕事は非常に重要なものであると思っています。長くなりました。以上です。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 後藤会長、ありがとうございました。

【後藤会長】 もしすぐにこの場でご質問があれば、いただきます。あるいは、後でゆくりとまとめて、あるいはおいおいと出てきたものをやってもいいと思います。とりあえず、簡単な質問はどうでしょうか。何らかのコメントでも。よろしいですか。それでは、もう少し時間を置くということで、また質問をお願いしたいと思います。では、広報用のチラシと新規参入時参考資料について、事務局から、背景の説明を目的も含めて説明を受けたいと思います。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 事務局の長谷川です。それでは、こちら、カラー、両面刷りの「暮らしの移動で困ったら…」というものと、あと資料④の「国立市で福祉有償運送を始めようとする方へ」、こちらをちょっと使いながら、議題の（3）広報用チラシ及び新規参入時手引書について話をさせていただきたいと思います。まず、こちらは見てわかるとおり、利用者の方に見てもらうものと、始めようとする方に見てもらう書類ではあるのですが、背景、経過といたしましては、前回の会議からの引き続きになるかとは思いますが、まずこの福祉有償運送というものの周知が不足しているというところが一つ課題としてございます。それプラスその事業者の方々につきましても、なかなかその参入の仕方というのですか、どういった手続を踏んでいけばよいかというところも、その手引きみたいなものがもともとあまりなかったという実態がございまして、それを前回の会議で、特にその周知とか、そういったところが不足しているのではないかと

いうところが短期・中期・長期に分けて表として整理されていたところがございます、その取り組みの経過がございます、一つの周知の手段として、この案を提示しているところがございます。ただ、単に広めればいいのかというところが、これはほんとうに課題が課題を呼んでしまうような形になってしまうんですけども、周知がかなり浸透し過ぎてしまっても、先ほど最初の議題、くにたち・あゆみ様のヒアリング内容の中でちょっと私がお話ししましたように、ドライバーさんが不足しているような現状もあると伺っております、そういう意味においても周知をし過ぎてしまって、利用希望者が急に増えてしまっても、それはそれでさばき切れない状態になってしまうという現実が想定されます。今これは案として提示して、承認いただいたらすぐに市役所で配布しますということではなく、周知とニーズのバランスを取りながらということになってしまうのですけれども、少しずつ周知していったら、どの程度利用希望者を増やしていくか、どの程度関心というか、知名度というか、それが市民の中に浸透しているのかというのを様子見しながら、展開できないかと考えているところがございます。また、これは次の議題にもつながっていきませんが、単に周知だけでは、当然、事業者の側の方々についても、さっき申し上げましたようにさばき切れないという事態が発生してしまうというところがありますので、福祉有償運送に携わるドライバーをいかに増やしていくか、を同時に検討しながら、事業者さんがどうやったらニーズを受け切れるかというところも次の議題で取り上げさせていただきます。では資料③のぺら1枚両面刷りをちょっと見ながら簡単に説明させていただきたいと思います。福祉有償運送を始めて利用しようとする方が見たときに、どういうものなのかというのを知ってもらうための資料でございます。裏面をご覧ください。まず、そもそも福祉有償運送とは何なのかというところが簡単に書いてございまして、利用者さんとしては、まず誰が利用できるのかというところが関心事の一つであろうかと思います。こちらが2つ目の項目でございまして、済みません、こちらも基本的には手帳をお持ちの方とか要介護認定の方というところが最初に来るのですけれども、少し説明が不足しているところがございます、ご病気とか障害の内容によっては、協議会の承認を経なければならぬケースもございますので、一応こういった方々がまず利用できるのだなということを知っていただく一つの指標としてご覧になっていただければと思います。利用者さんにとっては、運行事業者さんがどういったところかというのも一つ気になることだということでございますので、簡単ではございますが、書かせていただいているところがございます。また運賃のところですが、これは事業者さんとも話し合いをしながら、気をつけて

表記していきたいと思っているのですが、原則として、福祉有償運送の運賃はタクシー運賃の半額程度という言葉が先走ってしまっているところがあるのですが、必ずしも介助料とか運送距離によって安くならない場合もあるというところは、やはりお伝えしなくてはいけないのかなというところがございます。また、事前登録が必要というところも福祉有償運送の一つキーポイントでございますので、一般のタクシーとどう違うのかというところをなるべくわかりやすくお伝えすることが、利用者さんにわかり易いのかなと考えているところがございます。続いて、利用の流れですが、先ほど事前登録という話をさせていただきましたが、その事前登録につきましても、一つの課題でございまして、これも先程、申し上げましたように急激に利用希望者が増えてしまった場合、登録とか、いわゆる利用者からの聞き取りを事業者様が対処し切れないようなことも当然想定されますので、その辺を例えばある程度事務的にできる範囲で市役所のほうで少し対応するとか、しかし、個人情報に当たるところもございますので、全部が全部というのは考えなくてはならない問題ではあります。可能な範囲で市のほうで最初に情報収集させていただいて、それを運行事業者さんのほうに情報提供していくという流れも提案できたらなと考えているところがございます。次に興味を持っていただいた方からの問い合わせ先として市役所の各窓口を表記しております。福祉有償運送を使いたいと思われた方がいきなり運行事業者さんに電話をして、そのご病気の状況とか障害の状況とかを聞き取るというところが一つ重要な事務手続としてはあるのですが、その辺を最初、市役所でご病気の状況や障害の状況によって窓口が分かれるところではあるのですが、そのご病気や障害の状況に応じて事業者さんに情報提供していくという流れがうまくできれば、ある程度の受け皿としてなかなか難しいような状況があるところに、少し事務面での業務軽減というのですか、そういったところをお手伝いできれば、利用者増につながるのではないかと事務局として考えているところがございます。最後に、最下部にこちらは一応くにたちさくら会様とくにたち・あゆみ様の入会の際に必要な費用や利用時間帯、あとは使用車両の情報といったところを書かせていただいているところがございます。こちらもどの程度まで情報を利用者さんにお伝えするかというところもありますので、この辺は両事業者様に事前に相談してこの資料を作成しましたが、この辺ももう少し調整が必要かなと思っているところがございます。1枚目の資料についての説明は以上でございますが、最初に、何かご意見があれば、頂戴できればと思います。

【後藤会長】 どうもありがとうございました。具体的に、例えば自分が利用者として

どこに電話をしようかというところから想像すると、わからないところもあるかと思えます。まず皆さんのほうから、いかがでしょうか。ちょっと質問を考えていただいている間に、最初に長谷川係長のほうからお話しされている、あまりにも一遍に需要が増えるときさばき切れないだろうというのは、容易に想像できることではあるのですが、つまり、そうなるを考えなければならないことは、この裏面の一番下のところに旗として書いてある「ボランティア募集・ドライバー」、これを同時にどのように周知させるかということですよ。需要と供給との両方をバランスさせながら、これは鶏と卵になりますけれども、最終的にドライバーを何名、そして需要やニーズが引き出されるというのが、おそらく一番いい状況だと思います。ただ、そこに行くまでに調整機能、コーディネートが必要で、そこをどこがどのように担うかということで、現在の私が知っている限り、くにたち・あゆみさんもくにたちさくら会さんも人手が足りていないようです。例えば、そこにもう少し事務的なことをする人たち、あるいは、今いろいろ配車センターのようなものがいろいろ民間タクシーのほうでも工夫されていると思いますけれども、そのような機能を請け負うような、そういう雇用がまずなされるならば、委託してもいいですけれども、そうでないと、大変申しわけないんですけれども、市役所のほうでこのふくふく窓口・高齢者支援課・しょうがいしゃ支援課のほうでやっていただくことになるとは思います。大丈夫でしょうか、その辺は。

【事務局（関福祉総務課長）】 では、よろしいでしょうか。事務局の福祉総務課長の関です。今回こういったチラシ、先ほど長谷川のほうからも説明があったとおり、まずは市民の方にも正しくこの福祉有償運送の説明を我々市の窓口のほうでも行うところを前提として考えさせていただいたというところ。いきなり、何もわからないまま運行事業所のほうに問い合わせが行くというよりも、ある程度市のほうで、それを使いたいという方に、まず福祉有償運送はそもそもこういうものであるということをお伝えした上で、できれば、もしその上で利用したいというご意思があれば、事業者さんのほうへスムーズにつながぐために、後から参考資料で情報提供書というのを今日提示させていただいておりますけれども、それをご本人に記入していただくとか、そのような形で、それを踏まえた上で、必要な情報をスムーズに事業者さんのほうに提供して、事業者のほうもスムーズに入会とか、そういったあたりもできるような形がとれないかというところで、ちょっとこういった案を考えさせていただいたというところ。ある程度それぞれの窓口の中でも、そもそも窓口の職員のほうでも、なかなかこの福祉有償運送についての説明ができないと

いう現状もありましたので、同時にこういったチラシを説明資料として活用させていただくという形を考えております。今までタクシー券の中に、利用はタクシーのほかには福祉有償運送という形で載っているという形でしたが、あまりにもそれだけではなかなか福祉有償運送の制度、それから仕組みといったものが説明できていないというところの中では、こういった追加資料のような形で、それをまずタクシー券を発行しているそれぞれの市の窓口の中でご説明させていただいた上で、適切に利用者さんを事業者の方におつなぎできればということで今ちょっと考えさせていただいているというところでございます。

【後藤会長】 ありがとうございます。実はこの資料全体を事前にいただいたときにも、市役所は変わった、という印象を私は受けました。ですから、関課長、それから中島課長をはじめとして、皆さんがかなり積極的に打って出るようになっていっているなということをまず非常に感謝したいと思います。それから、表のこの可愛いらしい緑の車の絵「福祉有償」ですが、例えばこんなステッカーが車に張られていてもおかしくはないですね。そうすると、民間の人たちがドライバーになっても、その人たちのクオリティー、資格がはっきりして、福祉有償の仕事の人ということがはっきりしていいと思います。それから、ここで書かれているニーズはかなり切実なもので、「病院・市役所・買い物、一日でいろんな用事をすませたい…」というニーズを持っている人たちは多いと思うので、そんな声を聞くというのもありがたいと思います。先ほど関課長のお話の中にあつた情報提供書というのが、本日の資料のわりと最後のほうにぺらぺらっとA4の1枚であります。ほとんど空白が多いのですけれども、これはとても大事な資料だと思います。ここの中には、利用者名のほか、緊急連絡先、それから家族状況、配慮の必要がある場合、つまり本人に何かあつた場合に、どこにまず連絡できるのか、これは大変重要なことだと思います。そして、主たる疾病があり、それから本人の状態、ここもすごいんですね。それから、乗降時の留意点、乗降時に配慮する点。これらの情報を例えば市の窓口で聞き取りながら書き込むということができれば、これによってスムーズに振り分けができるし、それからこれ自体が手元に置いておく大事な資料になりますね。これに変更があつた場合、また変更を書き込んで、その資料もとっておくというような形にする。もちろん、これは、今までは直接事業所の人たちがこの資料をつくるという労を担ってくださっていたのかと思うのですけれども、皆さんご存じのように、テレフオンワークというのは非常にしんどくて、大事な本番の仕事の時間を奪ってしまうおそれがあるので、ここを市役所のほうで、得意な皆さんのほうでやっていただけるということであれば、かなり今までに比べて改善があると思います。

このチラシに関して、あるいは他の資料に関して、どこからでも、言葉でもいいですし、それから説明がわかり易いでもいいですし、ご質問をお願いいたします。

【山勢委員】 いいですか。済みません、今日はちょっとぎりぎりまで送迎があったものですから、遅れて来ましたが、このように私たちの場合というのは、ほんとうに不測の事態が入ってくるのもあります。例えば、朝の7時でも、今度は入れれば予約にはなる、8時半で。今日の会議というのは、私は正直に言って、出ようか出まいか、大概考えた結果出てきたのですけれども、市役所はNPOの既得のために会議をされると言われましたし、今日は関東運輸局さんも来られていて、バスの事業者の方が来られていないんですけれども、これは先に関東運輸局さんにお尋ねしたいんですけれども、今まで国立市は、運営協議会は合同の運営協議会に出ていたのですけれども、そこで決まってきた決まり事というのはこのまま継続されるものなのでしょうか。

【小野寺委員代理】 決まり事というのは、例えばどういったものですか。

【山勢委員】 具体的に言うと、国分寺市が関係してくるんですけれども、国分寺市は近隣を今度やると言っていますけれども、国立市は発着地は国立市でないとだめと言い切っていますけれども、この中では、市が了承すればオーケーという資料がちゃんとあります。それでも今度は国立の場合は、国立市が発着地でないとだめというのをずっと強く言い切っている部分というのは、これは確かにルールとしてはそうでしょうけれども、一番利益をもたらされなければいけない利用者が利益をもたらされない。これをなぜ言うかという、日曜日だから介護タクシーは走りませんということで、国分寺の利用者が振られてきました。こういう部分というのはもっともっと詳しく書かないといけない部分だろうけれども、こういう部分はここでは今度は市が認めればオーケーということになっているけれども、これは継続してから言えることなのでしょうか。まず1点目から。

【小野寺委員代理】 あくまでこの国立市の協議会ということになるので、例えばほかの市町村を区域として行われていることであれば、ほかの市町村の入っている協議会の中でも、その必要性だったりですか、そういったものを協議していただいた上で、協議が調うということが必要になるかなと思います。そこは、国立市さんだけの中では、ほかの区域を含めるということは難しいかなと思います。

【後藤会長】 運輸局の立場としては、協議会が認めればオーケーということですね。

【伊野寺委員代理】 ただ、国立市の協議会なわけですから、それ以外の市町村を含めるとのことと、ここで協議するためにだけ。

【後藤会長】　ということは、多摩全体の協議会との調整をどこでしたいと考えますか。

【小野寺委員代理】　そこで、例えば国立市以外が多摩の地区で有償運送をやりたいという場合は、その区域が含まれている協議会の中で状況を協議していただければと。

【後藤会長】　そうすると、我々の国立市協議会の合意として、向こうの多摩の協議会に発案をして、そこで審議していただくということになるわけですね。

【小野寺委員代理】　そうです。その協議会に申し出ていただいて、その中でその区域でしていただく。

【後藤会長】　申し出て、わかりました。オーケーです。

【山勢委員】　今までの会議の中では、そういうことを協議する会議ではないということで、ずっと国立市はこれに関しては何も言わずにきました。だから、私は単独で運営者協議会を立ち上げてくれということを書いてきました。八王子、日野だったですかね、NPOが1個だけで単独でやっていますよね。国立市は、私たちしかなかったにもかかわらず、強引に合同運営者協議会の中に入って、型にはめてきた部分。今回も、今度は既得だけで言うのであれば、27年度の前回の資料なんですけれども、高齢者と障害者の方のタクシー券の利用状況というのが載っているんですけれども、これに関して言うならば、全くこれを利用していない方が障害者の場合は24%ぐらい、高齢者の方は31%です。これは、市役所がわざわざ今度は枕元に行って「使ってください」と置いてきたわけではないのに、なぜこれだけ使われていないのか。それと、今度は出てきているのは、タクシーと介護タクシーと民間救急とNPOと出ていますけれども、この中で今言ったあとの3つ、タクシー以外はみんなこれは福祉車両なんですけれども、1%にっていない。タクシーは七十数%使われているという資料が出てきていますけれども、これはみんな福祉車両で七十何%やっているのか。今、今日タクシーが2社来られていますけれども、この中で私たちは、要支援もよろしい、要介護もよろしいと言うけれども、国立市は要支援の方には全然回ってこないし、逆に言うと、難しいものを流されてきます。ここで今言ってきた共同の情報提供書、これは今まで福祉総務部が一生懸命頑張ってくつてくれたものなんですけれども、今度は流すときに、どういう状態の人であるというのを決して流してこない。去年の12月27日に、星野課長だったんですけれども、強引に今度は潰されたという部分がありますけれども、彼が帰りがけに一言だけ言ったのは、「僕がお願いしたのは二人だけではないですか」と。26市の運営者協議会の中でタクシーの代表の方が「NPOのケツ拭きではない」と言われましたけれども、私たちはタクシーのケツを拭いているような状

態です。これはいいかげん、はっきり言って、セダンでできる方もいるはずですが。障害者でも、今度は人工透析の人というのは別段そんなに福祉車両でなければいけないということはありません。ここら辺の部分からいったらどういうことになるのか。今、後藤先生が見られているところですね。この数字をなぜわざわざ1回ずつパーセントで出してきて、今度はタクシー利用者の状況で27年度とはっきり数字を出してきています。これはただ時間を稼いでごまかしたのではないかとしか思えないんですけれども、ここら辺の調査というのはやられているのでしょうか。通常、これで何%使わない、何%どうだというのは調べながら、それこそ十何年もたっていて、長谷川さんが言われたように、私たちがこの前から一遍にやったらパンクするというのはいっていました。ここの中で国分寺ハンディキャブのものもありますけれども、「タクシーよりも安いと言わないでください」と最後の文章に書いてあります。これは元の首都大学の秋山教授が座長をされていたときのことなんですけれども、この座長とタクシー業者さんががんがん当たっていたものだから、話にならないというのも考えながらのことなんですけれども、理想論ではなくて、実際を見ないとどうしようもないと思うんです。今ほんとうに使われていないものをどのようにすれば今度はよくなるのか。わざわざ今度は皮肉っぽく言ったんですけれども、原田さんなどはご存じと思うけれども、一番最初のころというのは、私たちさくら会が真ん中ぐらいで、後からどんどん事業者が増えてきた。この事業者も何で増えているのかという説明もなく、中には、これは介護タクシーだから、はっきり言っていいと思いますが、とんでもない介助をしたりとか、ケアマネをだますようなトークをしたりとか、こういう部分で今度は知らないというのを逆手にとってとんでもないことをしているから、ある程度福祉有償は福祉有償でグループをつくらないといけないと。タクシーは原田さんがしっかりされているので、タクシーのことは原田さんが言えば右に倣えで聞くかもしれないけれども、頭となる、核となるものをつくらなければどうしようもないんです。ただいたずらに会員数だけというか、「サービスを提供する人をこれだけ用意しています」と。それで使えないと、「ではあなたに合うところはないんですね」と。国立市はこれだけ用意しているから出していますというような逃げにしか見えないんですけれども、前回から私が言っている質の向上というか、そこら辺の部分というのを話し合えるようなものをしないといけないと思うんですけれども。

【後藤会長】 ありがとうございます。幾つか論点が入っていたと思います。極めて具体的な論点としては、発着を国立市でなければならないという規定、ちょっとさっきから

探しているんだけど、それはどこに書いてあるのか。それに関して、さらに国分寺市はそうではないやり方をとっていて、そういった他市からのお客も受けていると。ではそれをどこかに例えば変更するとしたら、先ほどの小野寺委員さんの言では、まずここで合意をして、それから多摩のほうに諮ると。国分寺はその手続をしてこなかったということですね、では逆に言うと。

【山勢委員】 違います、違います。国分寺は、26市のとくにやっているんです。だから、それで今度はその26市のときの決まりが通用するのかと聞いたんです。

【後藤会長】 なるほど。

【山勢委員】 だから、わざわざ、私にしてみれば、ここで今度は調印されれば、別段そういう諮り事はしなくていいだろうと思うんです。

【後藤会長】 国立市の運営協議会もその26市の中に以前は入っていたと。そのときに既に合意事項ができ上がっている。ではその合意事項がここにも適用されるだろうというのが山勢さんの論理なんですけれども、ちょっとその点をご確認ください。それから、そもそも市としてどういう見解なのか、伺います。

【事務局（中島道路交通課長）】 済みません、道路交通課長の中島ですけれども、今言われた運営協議会は当初26市から国立市単独になりましたけれども、26市でその時点で決まっていることに対しては、それはそのまま継続ということだと思います。新たに国立市でやった場合は、その時点での適用になりますので、乗車もしくは降車地点が国立市内でなければ、許可は基本的にはとれないということになろうかと思います。ただし、26市のとくに、国分寺市さんが国立市のお客さんを運ぶということに対して合意されているということであれば、それはそのまま多分継続されるのだろうとは思いますが、今現在で新たにお客様ということになると、それは国立市の運営協議会に諮っていただかなければいけないとは考えております。

【後藤会長】 確認も含めて、ということは、中島課長のお考えでは、この運営協議会で改めて、例えばさっきおっしゃったような例、国分寺市の人突然、例えば国立市の有償輸送に対してお願いしてきた場合に、それを例外的かあるいは常時的かはわかりませんが、いずれにしてもむげに断らないというような……。

【事務局（中島道路交通課長）】 新規の場合は、国立市のこの運営協議会に諮っていただかなければいけないと。ただし、26市でもう合意されていた、国立市がそのときに入っていた中で決まったことについては、多分継続されるのだろうということです。

【後藤会長】 だから、あちらはあちらで継続しているのをこちらは違反だと言うことはできないと。だけれども、こちらがどうするかに関しては、今後変える方向はありますか。

【事務局（中島道路交通課長）】 新たにやる場合であればそうですけれども、もともと26市で国立市が入っている運営協議会のときに合意されたものは、そのまま継続されるだろうと。

【後藤会長】 具体的には。

【事務局（中島道路交通課長）】 具体的には、26市のときに、国分寺市の事業者さんが国立市のお客様を八王子市に運ぶとか、26市の中に入っているところに運ぶということが、26市のときに国立市が入っていたお客様に対しては、それはそのまま継続だろうとは考えています。今現在ですよ、今現在、国立市で運営協議会が立ち上がった後ですけれども、国分寺市の業者さんが新たに国立市のお客様を国分寺に運ぶとか——国分寺ではないですね。立川でもいいです。国立から立川へ運ぶとかというようなやり方であれば、それは国立市の運営協議会もしくは立川市さんの運営協議会に諮っていただかないといけないと考えています。

【山勢委員】 言われていることはよくわかるんですけども、現状であゆみ会さんが障害者で団体を持っているわけですから、さっき言ったように、これを今度は自分たちの既得のための会議であるのであれば、国立市以外の事業者というのは廃除という考え方が私は強い。当然です、これは。既得を守るということだったら、排除しないといけないし、あまりにも、これは個人の介護タクシーについてもそうなんですけれども、すみれ会、大河、あと何があったかな。あと三つ、四つ。今度は国分寺の介護事業者が入ってきているけれども、これは問題であると前から言っています。馬場課長もご存じだと思いますけれども、マニュアルにないような介助のやり方をやったりとか、さっき言ったように今度は誇大なことをやったりというのは、これはおかしいと。これはもう最初というか、一番元である利用者の危険を顧みずにやっているというのは、これはなぜかと。国立市が制限しないから、どんどん入ってくるとしか思えません。今までがだらしなく、穴を開けていたと言ったらかわいそうですけれども、今はこれだけの会を持ってもらっているから安心して言えますけれども、今までが全然話し合うつもりがなくて、やりたい放題やっていたわけですから、これからどうするかというのを尋ねています。ちょうど来られていますけれども、ゆずりはにも協力してもらって、いろいろなことを、セダン特区の申請などもやった

経緯があります。これはもう交通のプロばかり集まられているから、どうやったらセダン型と福祉車両の金額の差というのは埋まるのか。ただただ高いし、燃費は悪いし、効率の悪いことばかりやっているのに、何もない。ましてや今度はガソリンも160円に迫ってくるでしょう。前回3.11のときには180何円。うちなどは一番最初にこれを計算したときの金額のままですけれども、100円から110円のガソリンで計算していて、全くできない状態になっている。だから、今は一生懸命会長さんたちが見てくれていますけれども、今までの経緯を知らずしてずっとものをやるのか、それともほんとうにゼロでリセットするのかというのを一回聞かないと、どういう会議になるか、意味がわからないので質問している。

【後藤会長】 ありがとうございます。ようやく理解できました。国分寺市のほうには、既に国分寺に隣接している市の一部を近隣として、統一料金をかけていると。これが先ほどの中島課長の説明では、国立市も入っていた26市協議会で了承してしまったことなので、これまでのことに関しては、文句は言えないが、新規に関しては文句が言えるということでしょう。

【事務局（中島道路交通課長）】 そのように考えていますけれども。

【山勢委員】 もう一個、いいですか。私たちは、国立市に発着地があることということで、立川の方は立川のC I L立川にちゃんと譲っていますし、いろいろなことでこれを行っていますけれども、国分寺がそういうことをやっているかといったら、やっている可能性はないです。国立市役所は、この運営協議会の中でも、くにたちさくら会は高齢者専門と、自分たちで決めつけています。このときにもう一つ附帯して、後で議事録を見てもらうとわかるのですけれども、「国立市には障害者が安心して使える団体がございません」と前置きをしてから、「だから近隣をやります」と、国分寺ハンディキャブは言ったわけですから。そのとき既に銀星交通さんにもちゃんとおおぞら号が入っていた。それに関してどうするんだということを前の藤崎部長に質問した質問状もここにあります。それで何と答えているかという、もうごまかしばかりだったので、変な話が、失礼かと思えますけれども、ここで発言した人の名前は記名してもらいたいとか、いろいろなことを言ってきたわけです。でないと、これがはっきりしない状態で、言った、言っていないの問題です。ずっと言われてきましたから、こういうエグいと言ったら変ですけれども、これは使いたくはないと思っていましたけれども、ここではっきりさせないと、この会議自体が成立しない。

【後藤会長】 わかりました。議事の進め方に関しては私の責任で、かなり常道を逸した形になってはいますが、ただ、重要な問題ですので、小野寺さん、いかがでしょうか、今の点について。

【小野寺委員代理】 先ほどの、例えば国分寺市のほうでやっていらっしゃる団体さんが国立市のほうを区域にするという場合、その際に国立市も含めた合同の協議会でその協議が調っていれば、それは引き続きやるということになるのでしょうかけれども、ただ、団体さんが登録を受けた際に期限がありますので、その更新をする際には、その区域で必要性があるかどうかというのをおそらくまた協議しなければいけない。今の合同の協議会だけでは国立市という区域は入っていないので、そこを引き続き国立市も含めてやるということであれば、ここの協議会でまた協議していただくことになるのかなと思うので、それがそのままずっと何年も続くということではないのかな、ある程度期限はあるのかなと。

【山勢委員】 一言。うまいんですよ。市を名乗らず、「近隣市」と書いてある。ぼやかすのも、今度はうまくぼやかしているんですよ。

【小野寺委員代理】 その区域に隣接する一部の区域ということ……。

【山勢委員】 私たちが何でこういうことを言うかということ、ほんとうは国立で仕事ができないなどと思ってはいないんです。逆に、国立で仕事ができるから、私は国分寺は全部切ってしまったんです。このときに国立市は何と言ったかということ、協力して会員を集めますと。それで今度はさっきの合同の情報提供書もつくったけれども、来るのはほんとうに問題児ばかりですよ。本来ならば、プロだと言われるのだったら、プロのタクシー運転手に任せればいいところを何で私たちがしなければいけないか。以前だったら、1時間で入会申込書をとってこられるのが、今は1時間半から2時間。これで1番、3番、5番窓口と言われてはいますが、ここの中でほんとうに4条と79条の差、タクシーの差というのを説明できる説明員がどれだけいるのかと。これはもう何年も言っていますけれども、絶対これは出てこないですよ。まず誤った説明で、今度は行ってから説明し直さないといけない。いかに周知されていないかというのが露呈されている場面だと思うんです。逆に、ここの部分にこれだけのものを書くのだったら、市役所はほんとうに説明できるのかというのは疑問なところですよ。

【後藤会長】 ありがとうございます。まず、国立市内、市外、この発着に関して、運輸局のほうからご提示いただいたのは、新規はもちろんのこと、既存の人に関しても、これは多分私も課長も一緒だと思いますが、新たに登録する際には、もう国立市のルール

をちゃんと採用して構わないということですね。

【事務局（中島道路交通課長）】 国立市のルールということがちょっと、これからその辺はどのような形でというのはあろうかとは思いますが、基本的にはこの中でやっておりますので、極端に国立ルールというのが適用できるかということ、それはちょっといろいろな制限はあるのかなとは思っていますので、基本的に、今言う、この会議で承認事項というか、合意事項というのは、あくまでも福祉有償運送に限ってと考えておりますので、介護タクシーとか、あるいは4条ぶら下がりとかと言われるようなものについては、この運営協議会での合意事項ではないとは考えておりますので、その辺はちょっと誤解のないように申し添えておきたいと思えます。

【後藤会長】 そうしますと、問題は、国立市内か、市外かだけではなく、福祉有償輸送か、他の介護タクシー、あるいはタクシーなのかと、その関係についても、その問題をもし議論しようとする、地域公共交通会議ですか、どこになるのですか。

【事務局（中島道路交通課長）】 その会議で合意されたからといって、必ずしも介護タクシーだとか、特定旅客も含めてですけれども、何か拘束力があるかということ、多分ないだろうと思えます。あくまでもそれは法の中の、道路運送法の中の4条だとか、そういったところの許可ですので、運輸局さんのほうの扱いになるのかなと考えております。

【後藤会長】 わかりました。私の無知ゆえに話を長引かせていますが、とりあえず先ほど出てきた話は国分寺ハンディキャブということなので、NPO法人、福祉有償輸送なので、この会議の場でまず発言することはできますね。それから、先ほどの整理は、もう一度確認すると、新規はもちろんのこと、継続に関しても、こちらがこちらの協議会として拒否することはできると。だから、そこをルールを守っていないとすると、何らかの形で伝えることはできると。

【事務局（中島道路交通課長）】 済みません、言葉尻をつかまえて申しわけないんですが、拒否できるというよりも、合理性があれば、そういったことで意見を述べることはできますけれども、最終的なご判断はあくまで運輸局ということになろうかと思えます。

【山勢委員】 済みません、いいですか。短く。法律だけで言うならば、先ほどの国分寺市で日曜日に誕生日会を開くために呼ぼうとした人は、これは今度はどういう合理性になるのか。ただただ言うならば、何度も言いますが、あゆみ会さんがいないのだったら、私はここまで言わないですよ。障害者が使える団体はございませんと言ってから入ってきているわけですから、逆を言うと、国分寺市では、国分寺の利用者はどういうことを

言ったかと。車椅子マークをつけてきたとき、「私は障害者ではない」と怒るおばあちゃんたちがいました。これはほんとうにナイーブな問題で、使える、使えない、ましてや今度はハンディキャブと「ハンディ」とついていた場合、どのように考えるかとか、そういう部分もあります。年寄りだから、足腰が悪いのだから、ハンディでしょうと言えば、それで終わるのかもしれないけれども、嫌がる人もいます。だから、ここら辺の部分というのは、利用者が極端に、例えば府中街道よりも向こうの人をうちも扱おうとは思いません。ただ、国立駅の北側に隣接している部分というのは、これはほんとうにナイーブな部分だと思います。当然あそこには国立市民外も自転車をとめて来るわけですから、そこら辺をどのようにしなければいけないかというのを尋ねていると言ったら変ですけれども、それに関して発地か着地が国立でないといけないとこの間交通課の方も言われましたので、もう一回確認のために質問しているだけです。

【後藤会長】 ありがとうございます。中島課長がおっしゃることは、あくまでも合理的にということであれば、こちらは十分対処できます。つまり、既にかかれていたことは、運輸局からの平成20年3月のご通達は、「運送の区域は、市町村を単位とし、旅客の乗車場所又は到着場所のいずれかが運送の区域内にあることが必要です」と書いてあるんです。にもかかわらず、多摩地域有償運送運営協議会に出されている国分寺ハンディキャブの書類には、「国分寺市内」に並列して「近隣統一」と書いてある。これを並列して書くということは、お互いに排除し合ったインディペンデントな項目なので、明らかに市内ではなく、市外を意図しているということは明白なので、これをもってして、おかしいと言うことは合理的に可能です。

【事務局（中島道路交通課長）】 その状態にもよろうかと思えますけれども、その近隣市、国立市から国分寺に運ぶ、あるいは国分寺から国立に運ぶということを国分寺の業者がやることは、市としては否定はできないとは考えています。

【後藤会長】 今の意味がわからないんですが、市というのは、国立市は……。

【事務局（中島道路交通課長）】 国立市の住民の方を国分寺市に国分寺の業者さんが運ぶ、あるいは国分寺の市民を国分寺の業者さんが国立に運ぶ場合は、これは適正ですので、否定はできない。

【後藤会長】 それは書いてあるのではないですか。

【事務局（中島道路交通課長）】 ええ、それは条文に書いていますので。ただ、そういうケースの場合は否定はできませんのでということをちょっと申し……。

【後藤会長】　そこは多分常識としてあると思います。行って、ほっぽり出すわけにはいかないの、ちゃんと連れて帰ってきますよね。そのことを言っているのではないと。

【山勢委員】　違いますよ。根本的に違います。

【後藤会長】　違いますね。わかりました。はい、オーケーです。それでは、今確認した点に関しては、運営協議会、ここの委員会として、国分寺市のほうに意見をするというところでよろしいでしょうか。何かに書いていかないともうしようがないと思うので、条文上矛盾が明白なので、この場で決めてしまっても私は問題ないと思うんですけども、いかがですか。

【小野寺委員代理】　意見をするというのは、どういった意見をするということか、ちよつとご確認をしたいと思います。

【後藤会長】　意見をする。はい。民主主義社会ですので、何かこれによって清算するなどという権限は我々にはない。ただ、明らかに矛盾しているとすると、運輸省として指導する必要は出てきますよね。

【小野寺委員代理】　区域というのは、法令上、運送の区域が発地か着地である必要があるというのは法令上書いてあることなので、それに違反しているということであれば、その団体に対して指導するということは可能だと思いますけれども。

【山勢委員】　済みません。もう一回言います。国立市には障害者が使える団体がないからやると言ったんです。そこがみそなんですよ。今はありますから、ここの部分というのは今度ははっきりさせなければいけない。市役所が今まで言えなかったから、これはずっと言い続けてきたのだけれども、やっていないわけですから。

【後藤会長】　わかりました。ただ、書類上はその理由は書いてなく、ただ……。

【山勢委員】　いや、それには書いていないけれども、ほかにははっきり書いたものがあります。

【後藤会長】　だから、それはプラスする理由としていいのですけれども、もうこれだけで、書類上で明らかにおかしいので、違反なので、これでまず話をすることは十分可能だと思います。よろしければ、後で見てください。お願いします。

【清水委員】　ただ、国分寺の団体が国立市内で動いている方のサービスを提供するのだったら、国立市に申請書類を出してくださいというだけの話だったんです。国立市に、事業をしますという書類を出してくださいと言って、ここで協議が調えれば、それでいいんですよね。問題ないですよ。それだけだと思います。

【後藤会長】 国分寺ハンディキャブの方にここで登録してもらおうということですね。

【山勢委員】 いやいや、それで言うならば、これは前から言っているのだけれども、やりもせずに、国分寺ハンディキャブの代表というのは国立市に住んでいて、国分寺市でしか商売をしていないわけですから、今までそういうことをやっていない人間が今度は甘い汁ばかり吸いに来るというのだったら、それは私は許せるものではないと思います。

【清水委員】 それは拒否できないですよ。

【山勢委員】 拒否できないといっても、自分だけ都合のいいことをやっていて、今まで市役所もそれに乗ったわけですから、私はそこを正そうとして言っているだけですよ。

【清水委員】 ここで拒否するということですよ。そこで皆さんで意見を出して……。

【山勢委員】 では、この中で今度はもう一個、国分寺に「いきいき」なる団体があるかないかというのを前の部長に尋ねています。全然今までやらなかったのに、今さら何だというところがありますよ。片や1,250万円補助金をもらっていて、片や200万円と。これで今度はよその団体から200万円ももらっていますと言われたくはないというところはありますよ。これは国立市にも言ったけれども、何で東京都を連れてこないんだと。東京都の三鷹とか何かできているところだったら、私も話は聞くということは言っていますよ。これは、都と県で全然意見が違うわけですから。だから、ここらの辺の部分から今度はどのようにするのかというのを、国立ルールというか、もうちょっと考えるところというのは出てくると思うんです。これを実際に、清水さんなどは、この間一回、駅前腎クリニック、あそこのあたりで困っているというのを認められていますから、どういう現状かというのはこの地元の人間しかわからないのに、地元のことを今度はここで話さないといけないわけです。だから、今度は近隣はどうなるのかというのを今話しているだけです。

【後藤会長】 わかりました。おそらく、ここの委員会でどういう事業体を認可するかに関しては、私たちがあるクオリティーを課すことは、可能であると思います。ですから、申請してきたときに、例えば、今さくら会やあゆみ会の人たちが行っているような、それに匹敵するようなクオリティーを提供することが可能であるのかということを審査することはできると思います。だから、あくまでも中島課長がおっしゃったのは、ここの立場に立って語ってくれているのは、書類形式上、拒否はできないということですが、大事なことは、わざわざ何で委員会を開くのかというと、書類だけで決めることではないので、あるいは、もしそこで書類で勝負をしたいならば、書類に我々がどういう記載を要求するか、そこをもう少し詰めて考えることで対処できると思います。だから、もともとの

主旨が民間タクシーとは違って、not-for-profitでやろうとしているにもかかわらず、それがprofitのほうが表に出てしまって、地域支援ということが後景に退いているということが明らかであるとしたら、我々としてはやはり問題にすることはできると。ちょっとこれ以上は、済みません、抽象的な議論になってしまうので、もう少し一歩を進めて、また出てきたところで考えたいと思います。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。もう既に今までの中でかなり大事な論点も出ているようではございますけれども、改めてお願いします。

【原田委員】 この26市でやっていたときは、実は我々事業者では、市ヶ谷に集まって検討会を何度もやっています。それは何が目的かということ、利用者の利便と、そこにある、実はタクシー事業者及び有償運送の保護です。どうしてかということ、タクシー事業者だけでは絶対できないんです。だから、そのためにはどんな規則が必要かということ、やはりそこには、今、国立で考えているものが実はすごく乗るんです。そのとき協議したのは、私はその時点で、山田さんのところがなかったんです。だから、山田さんのところには、立ち上げのときに僕もお話に参加させていただいて、立ち上げていただきましたけれども、その事業者たちが継続できる補助金も含めて、あるいは規則的に守れるような運営協議会、そこにはどんな提案が必要かということ、実は国分寺に対して、その当時から補助金も1,000万円以上出していましたけれども、実はお客様を運んでいる数はそんなに多くないんです。しかし、この隣接している市、これは国立だけに限らないんです。小平も含まれているんです、国分寺には。それは反対したんです、タクシー業界の人は。そうしないと、そこにある有償運送、ボランティアの輸送の事業者が大きくなれなかったり、食べていけなかったりするという可能性が出てくるので。ただそこには利用者利便も考えなければいけないので、非常に難しい判断をしたんです。私は、そのときは水田さんというのが会長だったのでございますけれども、今年、水田さんというのは、五十嵐さんという方と会社社長をかわりましたけれども、完全にやめてしまったので、私は福祉協議会という、業界では立ち上げたときも委員でしたけれども、ずっと今も副委員長でやっています、非常にその利用者と有償運送とタクシー事業者がみんなウイン・ウイン、そのためにはどんな規則が必要かというのはいまだに実は、完全に隣接はだめだとなると、ではそのお客様は、だめになった場合に、ではこちらでできるのかと。だから、そこが非常に難しい。山勢さんは、もう十何年も前からもちろん私は存じ上げていますけれども、積年のいろいろなものが重なってきていて、まだ言い足りないのは僕はわかっているんですけれども、そこが非常に、

今までの26市協議会に入っていたことによって、非常に大変な思いをされて、よくやってきたと僕は思っています。だから、もしこの国立でも新しい事業者がここで、パンフレットにもありますけれども、もし立ち上げるような方がいたら、もちろんぜひやっていただきたいのですが、高齢者あるいは障害をお持ちの方が増える可能性もありますので。ところが、そこには、今、既存の事業者が継続していけるような内容を考えて、この運営協議会できちんとした形にさせていただかないと、我々も実は困るんです、市民だけではなくて。我々もとてもサービスを提供できていないので。ほんとうに山勢さんがさっき言ったように、我々はタクシーのケツを拭きたくはないと。実際、そういう重い方が実は山勢さんのところに行っているのも私は知っています。逆もあります。ただ、うちの場合は、国分寺とか府中とか、あちこちからそういうお客様が来るので、ストレッチャーも何台も抱えていますけれども、ほんとうにその辺は山勢さんには大変な目をさせているとは思いますが。以上です。

【後藤会長】 ありがとうございます。ほかにもしあれば。

【坂本委員】 まだいいですか。まず、基本的なコンセプトというのが、お役所のほうでニーズがつかめていないから、つくれていないと思うね。いろいろお話を聞いていたら。だから、市も難しいのかもしれないけれども、市もできないし、それから関東運輸局さんですか、これは地域の問題だから、ニーズをきちんとつかんで、原田さんとか山勢さんとか、そういう言葉も聞いて、基本的な考え方というんですか、コンセプトをつくらないと、今話を聞いていると、責任論だけで、これは市の権限がないとか、これは関東運輸局ではないとか、都がどうだとか、国がどうだとか、そういうことではなくて、それだからお役所仕事と言われるんですよ、おそらく、民間から見ると。そうではなくて、基本的なところに立ち返って、原田さんとか山勢さんが苦勞しておられるところを真剣に聞いて、分析して、コンセプトをつくろうとする努力をしていないのではないかと思うね、僕は行政が。そのように聞こえました。これは一つの感想です。だから、今、市の人も、関東……。

【後藤会長】 東京運輸支局。

【坂本委員】 東京運輸支局、その名前はもうどうでもいいんだけど、その役所の人というのは、そういうのが仕事だと僕は思いますよ。そういうことがほんとうの仕事だと思いますよ。そのように期待しているだから、これは常識論として。その辺が欠けてきているなと思います。それから、基本的なことですけども、これはこの資料の中で、国立市の福祉有償運送への取り組みについて、デマンドは「5,000人もの利用対象者がい

る」と書かれていますけれども、これは事実なんですか、それとも想像で書いているのですか。ここの裏に書いてある。需給バランスがよくわからないというのは後藤先生からも言っていましたけれども、5,000人と書いていますよね。国立市内の要支援者利用者というところでは、およそ5,000人の利用対象者がいるという情報がありますと書いていますよね。これは事実なんですか。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 事務局の長谷川です。「福祉有償運送を始めようとする方へ（案）」の最後のページに書かれている5,000という数字についてのご質問かと思われるのですが、この5,000という数字は、要介護認定者、要支援認定者、手帳を持っている方の単純な数字の合計でございますので、特にこういう需要があると思われるという数字ではなくて、単に福祉有償運送を利用できる要件を満たしている方がおよそ5,000人、利用対象者とは分子ではなく分母です。

【坂本委員】 わかりました。それでは、サプライのほうですけれども、今は何人ぐらいさばけるのですか。

【後藤会長】 こちらも大事な議論ですけれども、現在の……。

【坂本委員】 ざっくりでいいのですけれども。

【後藤会長】 山勢さんのほうで30人ぐらいですか。

【山勢委員】 それは対応数ですか、年間にということですか。

【坂本委員】 年間に。

【山勢委員】 年間、件数でいったら、うちは1,500ぎりぎりやっているぐらいです。これは、はっきり言って、ずっと縮んできています。前はもっといました。それで、さっきの話の続きになるんですけれども、「よその地区はとるな」だったから、それでどんどん死滅されていって、圧縮されてきています。

【坂本委員】 だから、数字的なイメージがよくわからないんですよ。要するに、これはサービスの話だから。

【馬場副会長（高齢者支援課長）】 済みません。今こちらの資料ナンバーの4番に書いてある5,000人という数字は、認定を受けている方、そして手帳を持っている方の頭の数ですので、山勢さんがおっしゃった1,500人は延べ人数ですから、厳然としてこの5,000人が、そのうち通院等を在宅で行っている方が何人いるかはちょっと私もわかりませんが、例え話として、もし1,000人の人が在宅で月に1回通院したら、1カ月に1,000件の通院が発生し、1年間だと、12倍ですから1万2,000件になり得

るといことがございますので、ここにある5,000人というのは頭数ですから、山勢さんのほうの実績とはまたちょっと考え方が変わってきてしまうとは考えられます。

【坂本委員】 わかりました。要するにわかっていないんですね。サプライ数。だから、サプライ数がよくわかっていないのだったら、先生がいらっしゃる一橋大学で調査をされてというのは非常に有意義なことなので、まずされたらいいと思います。この資料を読むだけで、需給がどうなっているのかがちょっとよくわからなかったんです、ご質問しました。

【清水委員】 タクシーもありますものね。タクシーのほうも含めて、していますものね。

【坂本委員】 だから、それを含めて、全体。原田さんなどのイメージでは、やっぱり足りないんですか。

【原田委員】 足りないですね。

【坂本委員】 どのくらい足りないんですか、イメージで。そのナンバーはわかりませんが、一応それがよく……。済みません。

【原田委員】 実は、実際の実態を国立でいろいろ見ているのですけれども、ほんとうにあちこちから入ってきているんですよ。その有償輸送や、4条適用の車両も緑ナンバーで入ってきています。要は、先ほど山勢さんが言った答えには、今まだ全部終わっていないのですけれども、結局、例えば1級で人工透析とか、あるいは心臓、そういう方々の移動についても、要は普通のセダン車でもさせてくれと。その中身というのは実は、先ほど山勢さんが言った福祉券、高齢者福祉券と普通の障害者の福祉券の利用率が70%台になっている。でも、これというのは、僕は昭和50年代からこの件の会長をずっと、誰も受けないのでさせていただいていますけれども、ほとんど同じ数字。障害者の方や、途中から高齢者福祉券というのができたのですけれども、人数が増えて、予算も増えているのですけれども、利用率はほとんど70%前後なんです。70%以下ということはないです。大体70%から80%の間でずっと来ているというのが実態です。その答えというのは、もしかしたら先生が、その調査は一橋の学生さんたちもいろいろなところで活躍してくれているのですけれども、何とかそういう数字が実体化できたらいいなと思います。

【馬場副会長（高齢者支援課長）】 済みません、私のほうで高齢者支援課で所管している高齢者の外出支援サービス、いわゆるタクシー券なんですけれども、昨年この会議での資料で出された、およそ68%が利用されて、31.3%は不用でしたということをお教え

ていただきまして、私のほうで平成27年度に券を発行した192名の方全員について調査をして、発行した券の枚数が1万7,712枚だったんです。これらの発行された方のその年の、うちの場合は全員介護保険認定を受けている方ですので、介護保険の給付実績から在宅時の状況を確認させていただいて、実際のところ、およそそのうちの16.87%に当たる3,000枚弱の枚数分については、平成27年度中に亡くなられるか、あるいは特養等の施設に入所されていたという、その期間中に対応する枚数分だけが不用だったと。それに加えて、在宅で生活されていた方でも、お医者さんからの往診あるいは歯科医師からの往診を受けるような居宅療養管理指導料というのがあるのですが、これが192名の方で1年間に対して341回の往診に相当するものが介護保険で算定されていたというところがありまして、もし、通常は一般のタクシーを使う方が多いようですので、1回乗ると、初乗りで今730円程度ですので、タクシー券が1枚300円ですので、2枚片道に使って、帰り道にもう2枚使ったとしても、最低限の初乗り運賃程度で使ったとしても、往復で4枚分。これは、341回の往診が行われたというところ、その分タクシー利用でもし行った場合には、1,300枚強、1,400枚弱はタクシー券を使っていたであろうと。その分がお医者さんが在宅にやってくれてきたというところ、その分を差し引くと、全体で未利用の枚数が5,554枚だったら、実はずの試算で、使わないで済んだ分が4,352枚ということですので、未利用31%のうち25%弱程度は、死亡、施設入所あるいは往診等の利用というところで使わずに済んだのかもしれないと。ただ、これは192例分全員に一人一人聞いて回ったわけではないので、あくまで仮説ではあるのですが、給付実績の個別の係数を全部見た上では、そういったことが言えるかもしれないと考えてございます。

【坂本委員】 ありがとうございます。だいたいよくわかりました。

【後藤会長】 非常に詳しく、ありがとうございます。ただ、その通院に使う必要もないわけで。それをレジャーや介護やいろいろなものにもっと使ってもらってもいい。そのニーズをどう引き出していかとといったことですね。どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【山勢委員】 あゆみ会さんが継続をやられたので、ここで言えることなんですけれども、ドライバーが増えられたことは非常にいいことなんですけれども、前回の会議の中で、500件は無理ですと言われましたけれども、私が一人で1,500近くをやっている。ということは、今度はこれの半分で750でも、4人いれば十分1,500をオーバーする数

字は持ってこれると思うんです。それだけ今度は、さっきちらつと言われたけれども、全てが全てフルタイムでドライバーはできないにしろ、それだけのキャパを擁することができるわけですから。なおかつ、今度はそれで他市から入ってくるというのはおかしいとも思うし、でも逆を言ってから、今度は私の倍頑張ったとして、3,000やっても200万しかないわけです。頭は決まっているわけですから、これは頑張ろうとしても頑張りようも何もない状態ですよ。これは1,500やるというのは、原田さんにまだあゆみ会さんがいないときに言われたけれども、「山勢君、やり過ぎだよ」と言われました。もうこれは、前の髪がなくなるぐらいまで頑張らないと、無理です。

【原田委員】 無理です。一人の限界を超えていますよ。

【山勢委員】 それを今度は何もしなくて、趣味だろうとか何か言った前任者もいますから、日曜日に今度は教会に行くと、「日曜日にやるのは山勢さんの趣味でしょう」と言った人間もいるぐらいですから、ここら辺でほんとうに、どういう人間だって、私もあのときはまだ40代で馬力があつたけれども、もう50を過ぎて、増えたのは白髪ぐらいで、会員は減る一方です。だから、この辺の部分というのは、会員が減ることはないはずなのに、ここに來られているのは、団体の長ばかりだから、決して障害を持っている人や年寄りをおろそかに扱おうとは思わないんですけれども、ドライバーはそうは思っていないんですよ。「このじじいが、もたもたしやがって」と。そのように言われたという人もいます、中には。でも、ここの中で先生も言われているけれども、これは尊厳が守れるのかどうか。いろいろな部分もありますし、どうやったら一番いいのかといたら、痛みを知っている人間でないと、どうしてもできない。65歳以上のもう現役を引退した方の全てが運転に耐え得ないとは言わないですけれども、前にこれもうちが言ったと思うんですけれども、私よりも年寄りの人をうちは入れようと思わないですよ、ドライバーが仮にいても。それぐらいのことをするためには、どうしても資金的なものとか、いろいろな部分がずっと必要であるということで、ここにも持ってきていますけれども、いろいろな国土交通省が出された地域協定の補助金についての資料などを今まで何回も資料集には出しています。これもそうですよね。でも、全然これが役に立たずに今まで来ている。だったら、今言われるように、ほんとうはもう表表紙ができていないものだから、ずっとただ会議をやっただけの会議になっているんです。5年ほど前、くにたち・あゆみさんの前に、あれはかたつむりさんだったか、2年で撤収しましたよね、世田谷の団体を連れてきて。彼が何と言ったか。「山勢さん、これは会議をやったという既成事実をつくるための会議ですね」と言わ

れた。私は、彼とはうまくいくと思っていたんです。彼はいい考えをしているなど、でも、2年もたなかったです。いかなる厳しい苛酷な状況でこれをやらなければいけなかったかと。市役所も情報の流し方というのがわからなかったのだらうと思いますけれども、タクシーの運転手さんも、嫌なものをやるよりも、ある程度軽くなったほうが、動きは軽くなると思うんです。できないのだったらできないで、今度はやってくれというのは、別に構わない。ただ、これを黙って回されて、なおかつ、このしょうがいしゃ支援課の人間というのは、守秘義務ですとずっとやったものだから、では共通の情報を提供しようと言ってやってもらったのが、その情報提供書です。決して言わない。「これはおかしい」と言っても、おかしいから始まって、ほんとうにおかしいものだから、時間ばかりかかって、送迎の最中でも時間を潰されてしまう。もしも何かがあったとき、残念なことに、うちの車の中で一人亡くなりました、前に。このときなども、自分で立ってちゃんと手を挙げて入ってきたおじいちゃんが、5分後ぐらいしてからおかしくなった。これを今度は、では、このときは息子のお嫁さんが乗っていたからよかったようなものの、私とおじいちゃんだけだったら、密室の殺人です。ここら辺の身をきれいにするための情報提供書だと思っているにもかかわらず、協力ができないわりには、今度は変なのばかり投げてしまうというのが本音ですよ。だから、この辺をちょっと整理していただきたい。

【後藤会長】 ありがとうございます。おそらく今お話しされたことは、市のほうの方針と矛盾するものではなく、むしろ最初にお話があったように、需要を開いて、需要をもっと募って、そしてさばき切れなくならないようにするには、現在のマンパワーのほうをどれだけサポートできるでしょうかという話になるはずですね。

【清水委員】 私も福祉有償運送を始めて18年になるのだけれども、福祉有償運送の対象者というのは、単に重度の人だけではないんですよ。山勢さんは、ほんとうに重度の人をものすごく配慮してやっていらっしゃると思うんです。だから、そういうところのサポートのあり方というのも、今度先生がいろいろ調査していただく中で、市としての対応の、金額的なことも含めて、そういった援助のあり方も考えたほうがいいのだらうなと思うんです。ただ、今日後藤先生がお話ししてくださったのは、すごく大事なことがたくさんあって、福祉有償運送という団体の中では、身体的な介助だけではなくて、精神的に支えていたりとか、いろいろな場面で支えが必要な方々に市民が寄り添うようにやってきているわけなんです。だから、年齢が65歳を過ぎていたって、場合によっては70歳を超えていても、対応できる方はいっぱいいらっしゃると思います。それは、一つは安全確認

という要素はもちろん必要だけれども、力仕事だけではないですから、心に寄り添うということもあるので、そういう面をつくっていくためには、もっと多様な市民がかかわるようなものをつくっていかねばならない。今の2団体だけにおんぶにだっこしているだけではなくて、新たな市民層から入れなければならないのだろうと思うので、今回のこういった取り組みのところがそれにつながらないかなと思うんです。あと、要支援未満の高齢者の方を対象にしたアンケートをされると言っていましたよね。それは今ものすごく注目されていて、私は神奈川県ですけれども、横浜・川崎を中心に、今地域の方たちが買い物支援のバスを走らせるというのがものすごく増えているんですよ。もう10とか20とかではなく、もっと計画しているものも含めて、あると思います。今、社会福祉法人が、法改正によって、自分たちの公益的な活動を地域にしなければならないという義務が2017年4月から、そのような法制度になったのですけれども、その中で、社福が車を提供して、市民が運転して、地域の人に声をかけて買い物支援をするというのが増えてきているんですね。実際のアンケートの中でも、元気な高齢者の女性の方たちは、「行きたいところもないし、行くところもないから行かないよ」と言っていて、ひきこもり予備軍になっているんです。そういう単発のデータはいっぱいあるので、今日後藤先生からご説明いただいたのは、そういったところを体系的に捉えて指針を出していくということですよ。だから、とても期待できるなと思っています。それで、ボランティア募集のところ、神奈川県内では、3つの市町村と1つの社会福祉協議会が、独自の運転研修とかを始めて、ボランティアを養成しています。だから、こういった活動を増やしていくのだったら、市としてもそういった呼びかけをしながら、マンパワー、運転メンバー、添乗メンバーといった方を増やす取り組みがあってもいいのかなと思いました。ただ、これはどうなんですかね。市の方が窓口を持ってくださるのはものすごく助かるのだけれども、どこまで期待できるのかと思いますよね。本来だったら、世田谷とか杉並みたいな配車センターのように、専門性を持って、仕分けというか、振ってくれる人がいるといいなと思いました。世田谷などへ行くと、ものすごく活気がありますね、配車センターが。情報が、あそこに電話すれば何とかしてくれるというのがるので、非常に活気のある運営をされています。長くなりました。済みません。

【後藤会長】 ほかにはいらっしゃいませんか。

【大和田委員】 済みません、タクシーの労働組合の代表で、一応この有償の先ほど26市と言われた立ち上げのときも参加させていただきました。今でも多摩地域全体の有償

の運送協議会のほうにも代表で出させていただいているのですけれども、以前から国立のこの協議会の委員ということで、ほんとうは名前を登録していたのですが、なかなか参加できなかったのですけれども、今日初めて生の声を聞きまして、自分の感想としては、国立市は単独でやるということになっていましたので、もっと違う形なのかなと思っていましたら、すごく生々しい話が多いなという感想があります。先ほど、今、利用者が減っている。実際、自分の地元の八王子市などでも、NPOの方が4社ぐらいやめてしまったという経緯もありますし、多摩市全体でも、協議会の中に配置されるということで登録されるという話もあります。全体的に減っているというのはどういうことなのかということも、ちょっとわからない部分もありますけれども、ただ、利用者そのものというよりは、受け手側の問題ではないのかなと思っています。実際に以前は透析のお客さんなども全部タクシーが運んでいた。私の時代はそうだったのですけれども、それが、福祉有償ができて、今では病院が直接やるとかと変わってきています。そういう部分では、タクシーが全てそちらにそういうお客さんを投げたということではないと思っています。これは、利用者の選択なんだろうなと思っていますけれども、今ではタクシーの乗務員にしても、そういう研修もやっていますし、そういう車も今導入し始めていますから、ぜひ行政のほうでも、そういうのをもっともっと使っていただければいいのかなと思っています。一つ気になったのは、この中に白ナンバーと入れていただいたのはちょっと納得できないかなというのはあるんです。国立市さんについて、自分たちは白ナンバーというのは、これは自家用車で、許可を受けた車両が運ぶということで理解していますので、今タクシー業界の労働組合は、白ナンバーではウーバーみたいな形の福祉有償の類似行為みたいなことでの許可はしてもらいたくないということで、全国各地の地方自治体に対しても、そういうのは利用しないようにということを今訴えていますので、ぜひそのところをご理解いただきたいなと思っております。今日は、すごく生の声を聞かせていただきまして、大変参考になりました。多摩地域全体の会議では、こういう生の声というよりは、ほとんど行政の方の審査された内容の報告でもう終わってしまうというのがほとんどなものですから、実際にはこういう意見を聞かせていただいたのはよかったのかなと思っています。できれば、自分たち組合の代表としても、福祉有償は必要だと思っていますし、そのところはきちんと法令にのっとった形でやっていただければいいかと思っていますし、大体は言わせていただいているのは、タクシーと同じで、高齢者ドライバーの健康面とか、高齢者ドライバーを使う場合の安全面とかということだけは留意してくださいということは、意見としては

言わせていただいていますけれども、それ以外は、拡大が必要だと思っていますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

【後藤会長】 ありがとうございます。大変意義のある会議になってきていることをとてもうれしく思います。清水さんと大和田さんが言ってくださったことは、通常のベネフィットを目的とした白ナンバーではなく、福祉有償運送であるということを自覚し、誇りに思っているということが一番大事なことなんだろうと思います。そういう意味で清水さんがご指摘くださったことは、ドライバーの研修・養成も市がサポートするといいと思います。

【事務局（中島道路交通課長）】 研修会への参加費用には補助を出しています。

【後藤会長】 補助、ドライバーの養成の補助ですね。なるほど。例えば山勢さんのような、あるいはあゆみ会の方のような、山田さんのような経験を積んだ人たちが、何と言ったらいいのでしょうか、のれん分けみたいな形で次の世代に伝えてくださるような、そういう生きた研修ができて、そこにちゃんとお金が支払われるといいのですけれども、山勢さんがもう3人ぐらいいるとありがたいんですけども。どうぞ。

【山勢委員】 それに関して、さっき大和田さんが言われたように、これをやらないと、結局ウーバーになってしまうと思うんですよ。野放しになってしまうので、きちんとしなければいけないし、今十分国立市は野放しの状態で、他市からのものが入ってきていると思うんです。これを皆さんは簡単に考えているかもしれないんですけども、国立市の財産がどんどん取られてしまっているというような部分もあります。それと、あまりにも国立に住んでいながら、最終、最期まできつい目に遭わなければいけないというのは、ちょっとこれは違うのではないかと。私たちは、安いとか何とかは決して言っていないけれども、必ずこの運営協議会の中でタクシーよりも安いということは言わないでください。でも、この金額を決められたのは私たちではなくて、タクシーの2分の1という金額を決めたのは誰だというのは、私はわかりません。でも、運協で決まったことを言っていないということは矛盾しているなと思います。ただただ、誰が考えても、タクシーの方々はよくご存じと思うけれども、個人タクシーでベンツがありますよね。自家用乗用車でないのだめだということで、ベンツもマークIIもクラウンも、またロイヤルクラウンもいますけれども、いろいろな部分で私が思うタクシー事業者さんだけがこのポートが使えるなどという規則があるのだろうけれども、でも今の現状で、タクシー事業者さんもそうだろうけれども、NPOも新しく福祉車両を入れるというのはほんとうに厳しいものがあるんです

よ。どうやったらいいのかといたら、一番考えるのは、小さいものか、マークⅡの一番大きいものか、ハイエースを持ってくるか、軽車両でやるかですよ。どこでだったですかね。軽自動車トラックに挟まれてぺっしゅんこになっていたけれども、ああいう部分でも安全性などは、私らが一番最初にやられたときなんて、こんな優しい審査ではなかったですよ。三十何ページ、いじめられたという感覚しかないですよ。これに載っているけれども、よその地でこれだけのものが出ているところはないですよ。みそくそに言われて、ほんとうに針のむしろみたいな感じで、こんな和やかな会議というのは考えられないですよ。そこからいったら、さっき言ったように、片っ端から介護タクシーが入ってくると、許してしまうみたいだけれども、ここの辺の審査というのはどのようにやったのかといっても、言わないですもの。銀星さんに断られたから、さくら会に断られたから、次へ行ってしまうという感覚でものを広げているようにしか思えないです。だったら、既存の団体をもうちょっと、タクシーさんも福祉有償もきちんとしてから、今度はそっちの方向に行くようにしたほうがいいのではないかとというのは前から提案しているのですけれども、ここの辺の部分というのをこういう会議で話し合えればいいかなと思っております。

【清水委員】 山勢さんにお聞きしたいんですけども、山勢さんがおっしゃっているのは、技量のところですよ。介助とかの質というのは、楽しむとか、生活の質ではなくて、技量のところが足りない団体が、むちゃな介助をしている団体が入っているよということをおっしゃっている。

【山勢委員】 そうですね。

【清水委員】 そういうことですか。

【山勢委員】 これは目に余るものがありますね。

【後藤会長】 自由な競争といっても、要は焦っているけれども、でもそれをすると、ウーバーになってしまいます。だから、市があくまでも運営してみようということであれば、倫理的な観点から市が規制するというのは、非常にリーズナブルだと思います。それで、前回たしか坂本委員のほうからかなりご提案があったと思うんですけども、今の補助金が果たしてあれで足りるのかという問題があったと思います。それで、今日わざわざこの資料の⑤として補助金の交付の要綱を配ってくださったというのは、この要綱を少し改善する、あるいはこれを読み込み直して、もう少しドライバーたちの労働環境を改善できる、するということがあるのではないかと思います。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 事務局の長谷川です。今までの話し合い、議題の中

で（３）と（４）を合わせての議題になっていたかと思うんですけども、（４）でちょっとお話をしたかったのは、現状、国立市の補助金要綱が運送件数のみで計算しているという状況がございます。前回、前々回の協議会で他市の補助金の支給状況等々を資料として提出いたしました、統一的な基準があまり見受けられず、他市さんを参考にするというのはちょっと難しいかなと思っております。本日の議論の中でもマンパワーのところ、ドライバーさんのところ、ボランティアさんのところという話、かなり人のところが一つ重要なポイントであるということは、周知の一致することだと思いますので、今すぐということではありませんが、その辺への補助金を検討するべきではないかと考えております。また、件数だけではなくて、件数制ですと都外とか遠くに行っても同じ１件であると、それは市内の１件と１００キロを超えた１件が同じ１件なのかという疑問も当然あるかと思っております。そういったところの実態に即した補助金、また人に対する補助金というのも考えなければいけないであろうと。それが、まさにその順序は、さっき後藤先生がおっしゃった卵か鶏かというところはあるのですけれども、まず受け手のほう、受け皿のほうを充実していくということも当然必要であろうと考えておりますので、マンパワーのところ、その辺を当然補助金の要綱に盛り込んでいくべきではないかと事務局では考えております。ちょっと今回はかなり会議が白熱し時間に限りもございますので、次回の協議会でもっとじっくりお話ができたらと思っております。

【後藤会長】 ありがとうございます。先ほど清水委員から出た、重度の人を扱う場合の上乗せ加算があってもいいかもしれないとか、そういう少しアイデアを出して、ヒアリングをもとに要綱の改正案を事務局のほうで作成願えますか。それで、次回、１月か２月かわかりませんが、なるべく早いうちに要綱を改定するという方向で進めることでよろしいでしょうか。

【事務局（長谷川道路交通係長）】 ちょっと一つ申し上げますと、実は今山勢委員が帰られてしまったのですけれども、当然、山勢委員が今補助金を受けている団体であるという状況がございまして、言ってみればまさに利害関係者でございますので、くにたちさくら会様のご意見といったものを踏まえながら考えていかなければいけないので、変えますよと言って、はい、変えられますよというところではないというところが一つ事前に、それとプラス、今あゆみ会さんは補助金支給の対象ではないところではないのですけれども、当然、くにたち・あゆみ様が受け皿を増やせて、なおかつ補助金も受け取れるようなところも、当然、補助をするための補助のお金ですから、考えなければというところが

ございますので、その辺もちょっと調整しながら、話を進めさせていただければと考えております。以上です。

【後藤会長】 ありがとうございます。いずれにしても、ドライバーの労働条件を改善するというような方向で進めようという合意形成ができたということで大丈夫ですね。今年度の議事録をお願いします。それでは、そろそろ定刻に近づいてまいりましたけれども、何かもし言い忘れたこと等、何でも……。お願いいたします。

【清水委員】 原田さん、先ほどの発言の中で危惧されているというのは、聞いて知っているというレベルなんですか。それとも、苦情として上がってきている、公式に。そういうレベルでご存じですか。

【原田委員】 いろいろと情報は入ってくる。

【清水委員】 情報は入ってくる、そういう介護の対応が悪いんだというのが。

【原田委員】 あと、現場で見て。

【清水委員】 現場で見て。そういうのがきちんと苦情として上がってくれば、東京運輸支局さんなどはヒアリングができますよね。

【原田委員】 そこが難しいところなんですよ。

【清水委員】 できないんですか。

【原田委員】 いや、その苦情というのは、サービスを受けている方の感情が結構あって。

【清水委員】 信頼関係があれば、苦情にならないですからね、対応が悪くても。

【原田委員】 そうなんです。そこはさっき清水さんが言ったメンタルな部分のサービスができていますか。

【清水委員】 できているか、できていないか。

【原田委員】 それがないと、やっぱり。だから、山勢さんのところには多分苦情はないと思います。

【清水委員】 山勢さんのところはないけれども、その外から入ってきているところ。

【原田委員】 昭島の業者とかはありますけれども、それはあまり名前を出してしまうとあれだから。

【清水委員】 苦情にはなっていないんですね。

【原田委員】 そうですね。

【清水委員】 ありがとうございます。

【後藤会長】 他にございませんか。何かございますか。それでは、事務局のほうでよろしく願いいたします。

【事務局(長谷川道路交通係長)】 では、事務局のほうに譲らせていただきます。では、ちょっと本日の会議のおさらいといいますか、復唱なんですけれども、最初のこの登録票が一部、変更が○になっているのに変わっていないではないかという指摘があった点が1点。こちらは、済みません、事務局で確認させていただきまして、議事録の案、議事録の送付時にちょっと回答を送らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。あと、幾つか山勢委員からの発言もありましたとおり、近隣市のところもちょっと話を整理させていただければと、幾つか宿題を持ち帰らせていただきたいと思いますというところがございます。そこをちょっと次回プラス議事録の送付時に一定の方向性を示して、送らせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。次回なんですけれども、まだいつにやりますという明言はないのですが、一応年度内に最低限もう1回プラス、後藤会長の一橋大学の調査の内容もございますので、その辺の内容も含めて、ご報告プラス審議させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。何かなければ、それでは最後に後藤先生、締めをお願いできればと思います。

【後藤会長】 それでは、一番最初に、この委員会をそれぞれの組織、それからポジション、社会的なポジションの情報を精いっぱい提供しながらも、公共的な立場からご意見を反映していきたいと言ったのですけれども、今日はほんとうにそれを皆さんが真摯な形で出してくださったことに心から感謝いたします。小さな会議体であるからこそできたことだとも思いますので、どうぞ引き続き次回もよろしくご出席のほどお願いいたします。午前中の2時間という非常に貴重な機会費用からしたらとても大きな時間帯に集まってくださったことに改めて感謝申し上げます。今日は皆様、ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 了 —